

# カンボジア営業ライセンスマニュアル

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

プノンペン事務所

ビジネス展開支援部

ビジネス展開支援課

## 本報告書の利用についての注意・免責事項

本資料はJETRO中小企業海外展開支援プラットフォーム事業の一環として、日本貿易振興機構（ジェトロ）がプラットフォームコーディネーターの永田有吾氏（TMI SOHGOH Ltd.）に作成委託したものです。2018年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびTMI SOHGOH Ltd.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびTMI SOHGOH Ltd.が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。また、会社設立に関連する法令等の厳密な解釈等についてはカンボジア関連省庁および法律事務所等にもご確認いただくことをお勧めします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・プノンペン事務所  
E-mail：CPH@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

第1章	宿泊サービス事業	3
I.	ホテル事業及び観光滞在サービス事業	3
II.	ホテル及び観光滞在サービスに関する格付けの申請	7
第2章	不動産サービス業	10
I.	ライセンス及び専門証明書の類型	11
II.	ライセンス及び専門証明書の取得条件	13
III.	ライセンスと専門証明書の費用、有効期限及び申請手続き	15
第3章	建設業	18
I.	設計図面作成及び建築会社の類型	18
II.	設計図面作成の自然人	22
III.	設計図面作成・建築会社及び設計図面作成自然人証明書の行政費用	25
第4章	人材関連サービス業	26
I.	国内人材関連サービス業	26
II.	海外への人材関連サービス業	28
付録	企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要期間、費用	32

# 第 1 章 宿泊サービス事業

カンボジアにおける宿泊サービス事業は、2007 年 7 月 18 日付けのホテル事業及び観光滞在サービス事業に対する観光ライセンスの付与に関する省令第 063 号において定められています。同省令によれば、宿泊サービス事業に関する用語は、以下のとおり定義されています。

- **ホテル事業**：顧客向けの設備が設置されている滞在部屋を供給する事業を運営するために建物を利用することであり、かつレストラン、バー、小売店、お土産販売所、フィットネスクラブ、スポーツ場、会議場及び顧客の要求に応じた完全なサービスを含むサービス等を提供することをいいます。
- **観光滞在サービス事業**：アパートホテル、Suite ホテル、Resort ホテル、モーテル、Lodge、Bungalow、ゲストハウス、ホームステイ及び観光キャンピングといった滞在サービスが提供される施設をいいます。

## I. ホテル事業及び観光滞在サービス事業

### 1. 外資参入規制

同省令第 063 号では、ホテル及び観光滞在サービスの提供に関する外資参入の制限及びその他の制限について定められていないため、外国法人または自然人は自由に参入できると考えられます。

### 2. 優遇措置業種の該当性

2005 年 9 月 27 日付けのカンボジア投資改正法の適用に関する政令第 111 号の優遇措置の対象とならない投資活動リストでは、格付け 3 星未満のホテル事業の投資が記載されているため、格付け 3 星以上のホテル事業については、カンボジア投資法に基づいて適格投資プロジェクト (QIP) としてカンボジア開発評議会において登録された場合、優遇措置が与えられます。

格付け 3 星以上のホテル事業に関する優遇措置は、以下のとおりとなります。

**法人税**：QIP は、利益税免除期間を取得することにより、税法において利益に課せられる税金が免除されます。免税期間は、『始動期間(Trigger Period) + 3 年間 + 優先期間(Priority Period)』より構成されます。

- 始動期間(Trigger Period)は、利益税免除期間の始動期間は、最終投資登録証明書の発行から下記のうちのいずれか早期に到来した年度の直前の課税年度最終日までの期間をいいます。
  - QIP より利益が生じた場合、初めて利益のあった課税年度
  - QIP に商品またはサービスの販売に関する投資活動から所得が生じた場合、初めて所得

のあった課税年度から3度目の課税年度。

- 3年の期間は、始動期間直後の課税年度から、その後続く2年の課税年度です。
- 優先期間は、観光事業について投資額が1,000万ドル以下の場合0年であり、1,000万ドル超の場合1年となっています。

**関税：**生産設備および生産投入建設資材の輸入にかかる関税が免税されることができます。

### 3. 就業者に必要な資格

省令第063号によれば、ホテル事業及び観光滞在サービス事業の経営者に接客または観光管理専門の習得に関する学士号または証明書の保持が必要とされていますが、実務的には要求されないケースが見られます。

### 4. 外国人雇用の制限

外国人の雇用について、使用者はカンボジア人の従業員を優先的に雇用しなければなりません。カンボジア人労働者数の10%(事務所員3%、専門的な従業員6%、専門がない従業員1%)以下の人数の外国人を雇用することができます(2014年8月20日付けの外国人の雇用に関する省令第196号)。これ以上雇用する必要がある場合は、当該外国人従業員の役割、専門知識、会社にとっての重要性を明確に証明して、労働省から許可を得なければなりません。また、カンボジア王国に入国し職業を行う外国人は、労働省から従業員割当及び労働許可証を申請しなければなりません。

宿泊業に関する法令及び労働関連法令では、外国からの短期出張者については特に定めていませんが、労働省の担当職員からの聞き取りでは、短期出張者についても上記の労働許可証の取得が必要とされています。

### 5. 関連省庁・機関の問い合わせ先

ホテル事業及び観光滞在サービス事業に関する観光ライセンスの付与、停止、及び取り消しは、観光省の管轄の下にあります。

20部屋以下のホテル、モーテル、Lodge並びにBungalow及び5から15部屋までのゲストハウスについての観光ライセンスの申請窓口及び申請書類の審査並びにライセンスの付与の管轄機関は、州・市観光局となります。

また、21部屋以上のホテル、モーテル、Lodge並びにBungalow及び16部屋以上のアパートホテル、Suiteホテル、Resortホテル、観光キャンピング及びゲストハウスについての観光ライセンスの申請窓口は、州・市観光局となりますが、申請書類の審査及びライセンスの付与の管轄機関は、観光省となります。

ます。

さらに、州・市観光局は、地方自治体の国民に対して標準に従ってホームステイ受け入れ用の住宅を準備し、ライセンス費用の支払いなしに登録するよう推奨し、案内しなければならないものとされています。当該ホームステイサービスの登録は、コミュニケーション・サンカットに登録すれば足り、当該コミュニケーション及びサンカットが州・市観光局に報告するものとされています。

観光省は、2016 年からオンラインシステムによる観光ライセンスの申請を開始し、観光ライセンス申請用のホームページである <http://www.cambodiatourismindustry.org/>にてすべてのホテル事業及び観光滞在サービス事業のライセンスの申請、更新等を行うことが可能としています。申請者は、まず当該ホームページにおいてアカウントを新設し、下記のとおり申請条件並びに必要な書類の提出及びライセンス費用の支払いを行う必要があります。当該オンラインシステムによる観光ライセンス申請の問い合わせ先は、以下のとおりとなります。

#### 1. 観光省の観光滞在サービス及び食物局

- 住所：# 3A, St.169, Sangkat Vealvong, Khan 7Makara, Phnom Penh.
- 電話番号：(+855) 23 531 0999
- メールアドレス：[tourismindustry.cam@gmail.com](mailto:tourismindustry.cam@gmail.com)

#### 2. GIGB BUSINESS INVESTMENT (CAMBODIA) CO.,LTD (システムの管理会社)

- 住所：# 487, St.Hanoi, Sangkat Phnom Penh Tmey, Khan Sensok, Phnom Penh.
- 電話番号：(+855) 23 500 3246, (+855) 12 588 877
- メールアドレス：[info@gigbcambodia.com](mailto:info@gigbcambodia.com)

なお、申請者は、本来のとおり各州・市観光局の観光産業事務所または各地方自治体の Khan のシングル窓口サービス及び観光省の観光滞在サービス及び食物局において直接申請することも可能で、この場合の詳細については直接当該管轄事務所に問い合わせをすることになります。

## 6. 必要書類

ホテル及び観光滞在サービスの所有者または管理者は、観光ライセンスを取得するために以下の書類を提出する必要があります。

- 管轄地方自治体によって発行された該当場所における事業許可書
- 土地管理・都市計画及び建設省または州の局によって発行された建築許可書または修繕許可書

- 商業登記証明書
- パテント証明書
- 内務省または州・市警察庁によって発行された火災予防及び消防システムの確認証明書
- 観光法及びその他の法律の準拠契約書
- 身分証明書またはパスポート
- 経営者の顔写真（4×6）。

## 7. 申請手続き

ホテル及び観光滞在サービスの所有者または管理者は、観光省のオンラインシステムにおいてライセンス申請を行うことができ、直接管轄事務局に対して申請することも可能です。観光ライセンスは、すべての申請書類が提出され、正確であると認められる場合、申請書類が提出された日から最長 28 日以内に発行されるものとされています。

直接管轄事務局に対して申請する場合、州・市観光局は、自分の管轄下の申請について、12 日以内に観光ライセンスを発行するものとされています。さらに、観光省の管轄下の申請については、州・市観光局が申請書類の受領及びホテル及び観光滞在サービスの場所の検査を行い、5 日以内に観光省に送付する必要があります。観光省の観光業局は、当該申請書類を審査し、15 日以内に観光ライセンスの発行を決定するものとされています。観光省としては、必要な場合において申請書類を受領した日から 5 日以内にホテル及び観光滞在サービスの場所を再検査することができます。また、観光省は、確定観光ライセンスを 3 日以内に州・市観光局に送付するものとされています。

観光省または州・市観光局が観光ライセンスの発行を否定する場合、申請書類を受領してから 10 日以内に申請者に対して書面によって理由を通知しなければなりません。ホテル及び観光滞在サービス所有者が十分な申請書類を提出できない場合、書類提出猶予契約を締結し、3 ヶ月間以内に提出することを保証することができます。

## 8. 有効期限、ライセンス費用及び所定期間

観光ライセンスの有効期限は発行された日から 1 年であり、期限の 1 ヶ月前までに更新されなければなりません。更新が申請されている間にホテル及び観光滞在サービスの所有者は更新された観光ライセンスが発行されるまでに通常に事業を営むことができます。当該観光ライセンスの取得及び更新に関する費用は、以下のとおりとなります。

No.	ライセンス名	申請費用	所定期間	有効期限
1.	ホテル及び観光滞在サービスライセンス			
1.1	ホテルまたはアパートホテル、Suit ホテル、Resort ホテル、Bungalow、Motel、Lodge			

	10 部屋	300,000 リエル	28 days	1 年
	11 から 20 部屋まで	400,000 リエル	28 days	1 年
	21 から 30 部屋まで	800,000 リエル	28 days	1 年
	31 から 60 部屋まで	1,100,000 リエル	28 days	1 年
	61 から 100 部屋まで	1,300,000 リエル	28 days	1 年
	101 から 150 部屋まで	2,000,000 リエル	28 days	1 年
	151 から 200 部屋まで	2,600,000 リエル	28 days	1 年
	201 から 300 部屋まで	3,300,000 リエル	28 days	1 年
	301 部屋以上。	4,000,000 リエル	28 days	1 年
1.2	ゲストハウス	15,000 リエル(1 部屋につき)	28 days	1 年
1.3	キャンプ			
	1 ヘクタールの総面積	800,000 リエル	28 days	1 年
	1 ヘクタール以上の総面積	1,300,000 リエル	28 days	1 年

## II. ホテル及び観光滞在サービスに関する格付けの申請

カンボジアでは、2004 年 6 月 11 日にホテル及び観光滞在サービスの格付けに関する政令第 16 号が制定され、同政令では、国際標準に従ってホテル並びに観光滞在サービスにおけるサービス提供及び設備の品質を評価するためにホテル及び観光滞在サービスに対して格付けを付与することを目的とされています。同政令は、カンボジアにおけるすべてのホテル及び観光滞在サービスに適用されますが、格付け付与システムの最低限度の条件に満たさない小規模なゲストハウス、短期及び長期滞在用の賃貸家等の滞在サービスについては、格付けの付与対象になりません。

同政令第 6 条によれば、すべてのホテルは、観光省が定めた格付け標準に従って格付けを有しなければならないとされており、観光滞在サービスについては、観光省の定めに基づいて格付け標準システムを有しなければならないとされています。同政令における格付けの付与に関する具体的な内容は以下のとおりとなります。

### 1. 各付け付与の原則

ホテル及び観光滞在サービスの格付け付与を判断するための原則は、以下のとおりとなります。

- 建物の外観の品質、見た目、建物内の公共スペース及び顧客の部屋を含む場所、設計及び一般的な状態。

- 床、壁、カーテン、ライトアップ、電気システム、家具、電気及び通信情報を含む機器・設備の設置。
- 顧客の部屋、トイレ、公共スペース等の衛生及び清掃。
- 制服、顧客に対する従業員の性格、管理、従業員と顧客との関係、顧客の安全及び治安等を含むサービス提供及び品質。
- レストラン、部屋までの配送サービス、料理の品質、料理の種類、テーブルの飾り、伝統的音楽及びダンスの演奏等を含む品質が良く、衛生の良い国内産品を利用した料理等の提供。

ホテルの格付けの認定は、評価システムに従った格付けによって定められ、1星、2星、3星、4星及び最高の5星で判断されます。また、その他の観光滞在サービスの格付けの認定は、観光省の省令によって定められるものとされていますが、現時点ではまだ公布されていません。

## 2. 格付けの取得条件

ホテル及び観光滞在サービスは、格付けを取得するために以下の条件を満たさなければなりません。

- 観光ライセンスが有効であること。
- 商業登記を行ったこと。
- 建築物についての建築許可書及び正式確認書を有すること。
- 保険の証明書を有すること。
- 建物内に火災予防及び消防システムを有すること。
- 環境を保護すること。
- 衛生的であること。
- その他法令に準拠していること。

## 3. 関連省庁・機関の問い合わせ先

観光省は、カンボジアにおけるホテル並びに観光滞在サービスの評価及び格付け決定を管轄しており、格付け標準及び評価システムを整備する役割を果たしています。また、観光省は、ホテル及び観光滞在サービスの格付けの整備及び評価委員会（以下「評価委員会」という）を設立する必要がある、関連している民間セクターから人を参加させる必要があります。

観光省は、ホテル並びに観光滞在サービスの評価及び格付け申請についてオンラインシステムを策定し、<http://www.cambodiatourismrating.org> にて格付けの申請及び費用の支払いを可能としています。ホテル及び観光滞在サービス業の所有者は、当該システムにおいて申請することができますし、また、本来のとおり各州・市の観光局または評価委員会への直接申請も可能とされています。当該申請に關す

る問い合わせ先は、各州・市の観光局及び #3A, St.169, Sangkat Vealvong, Khan 7Makara, Phnom Penh にあるホテル及び観光滞在サービスの格付けの整備及び評価委員会事務局となります。

#### 4. 格付けの申請手続き、所定期間

ホテル及び観光滞在サービスの管理者は、格付けを取得するために、上述のオンラインシステムにおいて上記の条件に従って所定申請書を提出することができ、直接州・市の観光局または評価委員会事務局に申請することもできます。申請書類を受理した後、20 日以内にホテル及び観光滞在サービスの評価に関するデータを回収するために、ワーキンググループを設定しなければなりません。

評価委員会は、以下を基に審査し、仮格付けを付与するものとされています。

- 格付け申請書類。
- 審査した議事録。
- ワーキンググループの評価報告書。
- 必要なその他の書類または情報。

評価委員会は、ワーキンググループが審査を行った日から 20 日以内に申請者に対して仮格付けの付与について通知しなければなりません。申請者は、当該仮格付けについて異議を申し立てることができ、通知を受けた日から 15 日以内に評価委員会に対して書面による理由を示すことによって再評価を申請することができます。この場合、評価委員会は上述のとおりの手続きに基づいてこれを実施するものとされています。

なお、通知日から 15 日以内に書面による異議がなければ、当該格付けが確定するものとされています。観光省は、15 日以内に承認の決定及び正式格付けの付与を決定しなければなりません。さらに、評価委員会は、ホテル及び観光滞在サービスが格付け評価基準の最小限度に満たさない場合、申請者に対して明確な利用を示した答弁書を作成しなければなりません。

#### 5. 有効期間及び行政費用

ホテル及び観光滞在サービス格付けの有効期間は 2 年であり、期限の 90 日前までに再評価の申請を行わなければなりません。同格付けは、有効期間中において昇格、降格、停止または否定されることがあります。また、同格付けの申請に関する行政費用は、以下のとおりとなります。

No.	ライセンス名	申請費用	所定期間	有効期限
1.	ホテル及び観光滞在サービスの格付け			
	星のないホテル	300,000 リエル	28 days	1 年
	1 星	800,000 リエル	28 days	1 年

	2 星	1,000,000 リエル	28 days	1 年
	3 星	2,000,000 リエル	28 days	1 年
	4 星	3,000,000 リエル	28 days	1 年
	5 星	4,000,000 リエル	28 days	1 年

## 第2章 不動産サービス業

2017年6月29日付けの鑑定サービス及び不動産サービス事業の管理に関する省令第636号及び2016年8月24日付けの住宅開発事業の管理に関する省令第965号によれば、カンボジアにおける不動産に関する事業について、不動産鑑定サービス、不動産サービス及び住宅開発事業が存在します。これらの不動産に関する事業を取り扱う者は、経済財政省（以下「MEF」という）から営業ライセンスを取得する必要があります。

上記の省令第636号及び第965号によれば、不動産事業に関する重要な用語について以下のとおり定義されています。

- **専門証明書**：専門証明書とは、MEF によって発行され、鑑定士または不動産代理人としての専門を実施するために、十分な資格を有する者に対して発行された法的文書をいいます。
- **ライセンス**：ライセンスとは、MEF によって発行され、鑑定サービス、不動産サービス及び住宅開発サービスを提供するために、十分な資格を有する法人に対してこれを許可する法的文書をいいます。
- **鑑定サービス**：財産の価格及びその財産上またはこれに付随したその他の利益を定めるための鑑定を行うサービスをいいます。
- **不動産サービス**：不動産サービスとは、不動産代理サービス及び不動産管理サービスをいいます。
- **不動産代理サービス**：不動産代理サービスとは、不動産の売買及び賃貸等、不動産に関する事業を行うサービスをいいます。
- **不動産管理サービス**：不動産管理サービスとは、不動産所有者としてまたはその代わりに共有住居建物、住宅街地、区分所有建物及び商業ビルまたは商業センター等のような不動産の管理、監督及び不動産上の賃貸業を行い、これと引き換えに専門サービス料を受けるサービスをいいます。同管理は、ホテル、ゲストハウス、工場、港、ゴルフ場、石切場、映画館、スタジアム、スポーツセンター及び病院などの営業に関する不動産の管理を含みません。
- **鑑定人**：鑑定人とは、鑑定会社及び/または鑑定士をいいます。
- **鑑定会社**：鑑定会社とは、MEF から鑑定サービスに関するライセンスを取得した法人をいいます。
- **鑑定士**：鑑定士とは、鑑定会社として顧客に対して鑑定サービスを提供するために MEF から専門

証明書を取得した自然人をいいます。

- **不動産代理**：不動産代理とは、不動産代理会社及び/または不動産代理人をいいます。
- **不動産代理会社**：不動産代理会社とは、MEF から不動産代理サービスに関するライセンスを取得した法人をいいます。
- **不動産代理人**：不動産代理人とは、不動産代理会社として顧客に対して不動産代理サービスを提供するために、MEF から専門証明書を取得した自然人をいいます。
- **不動産管理会社**：不動産管理会社とは、MEF から不動産管理サービスに関するライセンスを取得した会社をいいます。
- **専門手数料**：不動産代理サービスを提供することで顧客から取得した手数料をいいます。
- **専門サービス料**：鑑定サービス及び/または不動産管理サービスを提供することで顧客から取得したサービス料をいいます。
- **住宅**：アパート、共同所有建物、すべての種類の邸宅及び居住専用のその他の建築物等のような形状の建築物をいいます。
- **住宅開発事業**：営利目的で販売用の住宅の建築を目的とするすべての事業活動または投資活動をいいます。

同省令第 636 号及び第 965 号によれば、不動産鑑定サービス、不動産サービス及び住宅開発サービスライセンスの取得条件及び手続きに関する具体的な内容は以下のとおりとされています。

## I. ライセンス及び専門証明書の類型

すべての不動産鑑定サービス、不動産サービス及び住宅開発サービスの提供は、MEF から事前に事業ライセンス及び専門証明書を取得する必要があります。同省令によれば、ライセンス及び専門証明書のすべての類型は、譲渡または売却することができないとされています。事業ライセンス及び専門証明書は、具体的に以下のとおり、区別されています。

### 1. 事業ライセンスの類型

#### (1). 鑑定サービス及び不動産サービスのライセンス

鑑定サービス及び不動産サービスに関するライセンスは、以下のとおり 3 つの類型が存在します。

- 鑑定ライセンス：専門サービス料と引き換えに顧客に対して鑑定サービスを提供するために会社またはその支店に付与されるもの。
- 不動産代理ライセンス：専門手数料と引き換えに顧客に対して不動産代理サービスを提供するために会社またはその支店に付与されるもの。
- 不動産管理ライセンス：専門サービス料と引き換えに不動産の所有者としてまたはその代わりに当該不動産の管理サービスを提供するために会社またはその支店に付与されるもの。

## (2). 住宅開発ライセンス

アパートが4建または邸宅が3建もしくは住宅が4ユニット以上の住宅サイズを取り扱う住宅開発事業については、MEFによって発行された住宅開発事業ライセンスを有する必要があります。住宅開発ライセンスは、以下のとおり二つの類型に分類されています。

- **第1種ライセンス**：住宅開発を行い、かつ建築が完全に終了された後に利用者に住宅を販売するために、自ら完全な資本を有し、または金融機関からのローンで資金を回収する住宅開発会社に付与されたライセンス。
- **第2種ライセンス**：住宅開発を行っている間に省令第965号において定められている条件に基づいて利用者に住宅を販売するために、自ら完全な資本を有し、または金融機関からのローンで資金を回収する住宅開発会社に付与されたライセンス。

上述のライセンスは、一つの場所において一つの住宅開発計画についてのみ住宅開発会社に付与されます。一つの住宅開発計画が段階的に分けられる場合、ライセンスの取得は住宅開発計画の各段階について付与されるとされています。

## 2. 専門証明書の類型

専門証明書の類型は、自然人に付与され、以下のとおり2つの類型が存在します。

- 鑑定専門証明書：鑑定士としての専門を遂行するために、以下2.に記載するすべての条件を満たした自然人に付与されるもの。
- 不動産代理専門証明書：不動産代理人としての専門を遂行するために、以下に記載するすべての条件を満たした自然人に付与されるもの。

不動産代理専門証明書保有者は、鑑定サービスを提供することができません。不動産代理専門証明書

保有者及び鑑定専門証明書保有者は、鑑定会社または不動産代理会社の代表として名義人になることができますが、個人の名義で当該サービスを提供することはできません（第8条）。

## II. ライセンス及び専門証明書の取得条件

### 1. 外資参入規制

省令第 636 号及び第 965 号では、鑑定サービス、不動産サービス及び住宅開発事業の運営に関する外資参入の制限が定められておらず、その他の特殊な制限についても定められていないため、外国法人及び外国自然人が自由に参入することができると考えられます。なお、2003 年改正投資法第 16 条によれば、外国法人及び自然人はカンボジアにおける土地を所有する権利を有しないため、住宅開発事業を運営する場合、長期土地賃貸借契約の締結等の土地利用権を設定する必要があると考えられています。

### 2. 優遇措置業種の該当性

2005 年 9 月 27 日付けのカンボジア投資法改正法の適用に関する政令第 111 号の優遇措置の対象とならない投資活動リストにおいて不動産開発事業について記載されているため、住宅開発事業は優遇措置の対象にならないと考えられます。また、鑑定サービス、不動産代理サービス及び不動産管理サービスが不動産開発事業に該当するかについては定められていませんが、実務的には優遇措置の対象にならないと考えられています。

### 3. 就業者に必要な資格

#### (1). 鑑定ライセンス、不動産代理ライセンスまたは不動産管理ライセンス保有者の資格及び必要条件

鑑定ライセンス、不動産代理ライセンスまたは不動産管理ライセンスを取得するために、申請会社は、以下の条件を満たさなければなりません。

- ライセンス上の名義人になる会社の取締役会の構成員で、21 歳以上の代表者を有すること。
- 商業省において商業登記を行ったこと。
- 鑑定会社については、少なくとも 2 名の鑑定専門証明書保有者を有し、不動産代理会社については、少なくとも 1 名の不動産代理専門証明書保有者を有すること。
- 不動産代理会社を除き、鑑定会社及び不動産管理会社については、USD200,000 に相当する国内の保険会社によって発行される専門的保険を購入すること。不動産代理会社については、金額の定めが存在せず、任意の原則に従うこと。
- 3 年間の事業計画書を有すること。

その他の詳細な申請条件については、MEF によって定められます。

#### (2). 住宅開発事業ライセンス保有者の資格及び必要条件

住宅開発事業の取り扱いを希望する者は、以下の条件を満たした上で経済財政省の不動産、質権及び譲渡担保権事業の管理局に対して申請しなければなりません。

- 有効な法律及び法令に基づいて商業登記を行った法人であること。
- 最低 2,000,000,000 リエルの資本金を有すること。
- 第 2 種ライセンスについて商業銀行において銀行口座を開設したこと。
- カンボジアにおける金融機関によって発行された計画の資本金証明書を有すること。
- 第 2 種ライセンスについて総資本金または段階ごとの資本金の 2% の事業保証金を有すること。
- 計画の期間に関する詳細事業計画を有すること。
- ライセンス保有者が会社の取締役会会長であること。
- 工事責任に関する保険を購入すること。

その他の詳細な条件は、MEF の決定に基づいてガイドブックに定められるものとされています。住宅開発会社は、MEF に対してライセンスの類型の変更を申請することができます。

### **(3). 鑑定専門証明書及び不動産代理専門証明書保有者の資格及び必要条件**

鑑定専門証明書及び不動産代理専門証明書を取得するためには、自然人は、以下の条件を満たさなければなりません。

- 21 歳以上であること。
- 司法省または外国人について当該国によって発行された無犯罪証明書を有すること。
- 鑑定専門証明書の申請者については、経済または商業あるいは法学部レベル以上もしくは相当レベルの学位の教育レベルを有すること。
- 不動産代理専門証明書の申請者については、学士号または相当する証明書あるいは MEF によって承認された訓練機関が発行した不動産代理についての証明書や学士号の教育レベルを有すること。
- 少なくとも 6 ヶ月間の鑑定分野または不動産分野に関する経験を有すること。

その他の詳細な申請条件については、MEF によって定められます。

### **(4). 外国人雇用の制限**

外国人の雇用について、使用者はカンボジア人の従業員を優先的に雇用しなければなりません。カンボジア人労働者数の 10%(事務所員 3%、専門的な従業員 6%、専門がない従業員 1%)以下の人数の外国人を雇用することができます(2014 年 8 月 20 日付けの外国人の雇用に関する省令第 196 号)。これ以上雇用する必要がある場合は、当該外国人従業員の役割、専門知識、会社にとっての重要

性を明確に証明して、労働省から許可を得なければなりません。また、カンボジア王国に入国し職業を行う外国人は、労働省から従業員割当及び労働許可証を申請しなければなりません。

不動産サービス業に関する法令及び労働関連法令では、外国からの短期出張者について特に定められていませんが、労働省の担当職員からの聞き取りでは、短期出張者についても上記の労働許可証の取得が必要とされています。

#### 4. 関連省庁・機関の問い合わせ先

鑑定サービス、不動産サービス及び住宅開発事業ライセンスの管轄機関は、経済財政省の不動産、質権及び譲渡担保権事業の管理局となります。なお、経済財政省では、省庁の単一窓口が存在するため、すべてのライセンスの申請は、当該窓口で行うことになっています。当該管轄機関の問い合わせ先は、以下のとおりとなります。

住所：st. 92, Sangkat Wat Phnom, Khan DaunPenh, Phnom Penh.

電話番号：(+855)23 430 331

#### 5. 必要書類

省令第 636 号及び第 965 号では、ライセンス及び専門証明書取得のための必要書類について定められておらず、当該管轄機関は必要書類リストを公開していないため、申請者は都度直接上記の管理局に問い合わせする必要があります。

### III. ライセンスと専門証明書の費用、有効期限及び申請手続き

#### 1. 鑑定サービス、不動産サービス及び専門証明書の費用、有効期限及び申請手続き

鑑定サービス並びに不動産ライセンス及び専門証明書の費用及び有効期限は、そのタイプによって以下のとおり定められています。

類型	ライセンス費用（新ライセンス及び更新）	行政費用	期限
鑑定専門証明書	200,000 リエル/1 年	40,000 リエル	3 年
不動産代理専門証明書	200,000 リエル/1 年	40,000 リエル	3 年
鑑定ライセンス	500,000 リエル/1 年	100,000 リエル	3 年
不動産管理ライセンス	500,000 リエル/1 年	100,000 リエル	3 年
不動産代理ライセンス	500,000 リエル/1 年	100,000 リエル	3 年

鑑定ライセンス（支店）	300,000 リエル/1年	60,000 リエル	3年
不動産管理ライセンス（支店）	300,000 リエル/1年	100,000 リエル	3年
不動産代理ライセンス（支店）	300,000 リエル/1年	60,000 リエル	3年

上記のライセンス及び専門証明書費用は、毎年支払われる必要があります。申請者は、年末の 21 日前までに担当管理局から費用支払請求書を取得し、当該請求書に基づいて中央銀行の口座に支払うものとされています。さらに、申請者は、ライセンス及び専門証明書の期限の 30 日前までに更新の申請を行う必要があるとされています。これに対して、MEF は、すべての申請書類を受領してから最長 30 日間でライセンス及び専門証明書の付与を審査し、決定するものとされています。

## 2. 住宅開発事業ライセンスの費用、有効期限及び申請手続き

住宅開発事業ライセンスの費用は、住宅の類型及び建築物のサイズによって以下のとおり定められています。また当該ライセンス費用は、管理局の費用支払請求書に基づいて中央銀行の口座に支払うものとされています。MEF は、すべての申請書類を受領してから最長 30 日間でライセンスの付与を審査し、決定するものとされています。

類型	サイズ	費用		所定期間
		ライセンス費用	行政費用	
アパートの 建築	4 建～10 建	100,000 リエル/ー建	300,000 リエル	30 日
	11 建～50 建		600,000 リエル	
	51 建～100 建		1,000,000 リエル	
	101 建以上		1,600,000 リエル	
ツイン邸宅	3 建～10 建	100,000 リエル/ー建	600,000 リエル	30 日
	11 建～50 建		1,200,000 リエル	
	51 建以上		2,200,000 リエル	
一戸建て邸 宅	3 建～10 建	200,000 リエル/ー建	600,000 リエル	30 日
	11 建～50 建		1,200,000 リエル	
	51 建以上		2,200,000 リエル	
01～02 部 屋の共同所 有建物	4～10 ユニット	100,000 リエル/1 ユニット	300,000 リエル	30 日

3 部屋以上 の共同所有 建物	11～50 ユニット	200,000 リエル/1 ユニット	600,000 リエル	
	51～100 ユニット		1,000,000 リエル	
	101～200 ユニット		1,600,000 リエル	
	201～400 ユニット		2,000,000 リエル	
	400 ユニット以上		2,200,000 リエル	

## 第3章 建設業

政令第 42 号によれば、建築技術サービス、コンサルティング、設計図面作成、建築物の品質検査及び建築業を取り扱う法人または自然人は、土地管理・都市計画及び建設省（以下「MLMUPC」という）に登録し、事業許可を取得することが義務付けられています。同政令では、これらの事業を取り扱う法人または自然人の登録および許可の取得手続きについて MLMUPC 大臣の省令によって定められるとされていますが、現時点ではまだ公布されていません。なお、実務的には、当該法人または自然人の登録及び許可の取得は、1999 年 9 月 2 日付けの設計図面並びに建築についての企業及び会社の管理に関する省令第 75 号の規定が適用されており、具体的に以下のとおりとなります。

### I. 設計図面作成及び建築会社の類型

#### 1. 設計図面会社の類型

上記の省令第 75 号第 2 条によれば、設計図面企業及び会社は、以下のとおり 4 つの類型に分けられております。

第 1 類型は、以下の事項を有する設計図面作成企業及び会社となります。

- 専門的に少なくとも 5 年間の経験を有する建築士が 3 人存在すること。
- 様々な専門分野において少なくとも 5 年間の経験を有する工事管理者が 5 人存在すること。
- 企業及び会社の技術管理者を勤める、専門的に少なくとも 7 年間の経験を有する工事管理者または土木技師あるいは建築士が 1 人存在すること。
- 中レベルの技術者が十分存在すること。
- 設計図面を作成した経験を有し、少なくとも 800,000,000 リエル（約 USD200,000）相当額の業務をしたこと。
- 適法な銀行によって認証された 200,000,000 リエル（約 USD50,000）の資本金を有すること。

第 2 類型は、以下の事項を有する設計図面作成企業及び会社となります。

- 専門的に少なくとも 4 年間の経験を有する建築士が 2 人存在すること。
- 様々な専門分野において少なくとも 4 年間の経験を有する工事管理者が 4 人存在すること。
- 企業及び会社の技術管理者を勤める、専門的に少なくとも 6 年間の経験を有する工事管理者

または土木技師あるいは建築士が 1 人存在すること。

- 中レベルの技術者が十分存在すること。
- 設計図面を作成した経験を有し、少なくとも 200,000,000 リエル（約 USD50,000）相当額の業務をしたこと。
- 適法な銀行によって認証された 80,000,000 リエル（約 USD20,000）の資本金を有すること。

第 3 類型は、以下の事項を有する設計図面作成企業及び会社となります。

- 専門的に少なくとも 3 年間の経験を有する建築士が 2 人存在すること。
- 様々な専門分野において少なくとも 3 年間の経験を有する工事管理者が 3 人存在すること。
- 企業及び会社の技術管理者を勤める、専門的に少なくとも 5 年間の経験を有する工事管理者または土木技師あるいは建築士が 1 人存在すること。
- 中レベルの技術者が十分存在すること。
- 適法な銀行によって認証された 20,000,000 リエル（約 USD5000）の資本金を有すること。

第 4 類型は、以下の事項を有する自然人となります。

- 専門的に少なくとも 7 年間の経験を有し、政府機関によって承認された建築士。
- 様々な専門分野において少なくとも 5 年間の経験を有する建築士。
- 建築の専門分野において少なくとも 3 年間の経験を有する建築士。
- 専門分野において少なくとも 7 年間の経験を有する建築の工事管理者または土木技師。
- 専門分野において少なくとも 3 年間の経験を有する建築の工事管理者または土木技師。
- 建築士及び工事管理者または土木技師がいない州・市にいる工事者。
- 建築士及び工事管理者または土木技師がいない州・市にいる建築及び土木に関する中レベルの技術者。

上述の設計図面作成企業及び会社は、十分な資格を有し、かつ納税義務の履行確認書を有する場合、自己の会社の類型変更を申請することができるとされています。

## 2. 建築会社の類型

設計図面作成事業と同じく、カンボジアにおいて活動するすべての建築企業及び会社は、土地管理・都市計画及び建築省の管轄下であり、事業を行うにあたり当該省庁から許可を取得しなければなりません（省令第 75 号第 1 条及び第 5 条）。同政令第 75 号第 3 条によれば、建築企業及び会社は、以下のとおり 4 つの類型に分けられております。

第 1 類型は、以下の事項を有する建築企業及び会社となります。

- 専門において少なくとも 10 年間の経験を有する工事管理者が 2 人及び建築士が 2 人おり、その中で 1 人の工事管理者が技術管理者を勤め、かつ 1 人の建築士が計画管理者を勤めるこ

と。

- 様々な専門を有する土木技師が 6 人いること（電気、メカニックまたは水道等）。
- 適法な銀行によって認証された 400,000,000 リエル（約 USD100,000）の資本金を有すること。
- 建築した経験を有し、少なくとも 20,000,000,000 リエル（約 USD5,000,000）相当額の建築業務をしたこと。

第 2 類型は、以下の事項を有する建築企業及び会社となります。

- 専門的に少なくとも 8 年間の経験を有する工事管理者が 1 人及び建築士が 1 人おり、その内工事管理者が技術管理者を勤め、建築士が計画管理者を勤めること。
- 様々な専門分野を有する土木技師が 4 人存在すること（電気、メカニックまたは水道等）。
- 適法な銀行によって認証された 120,000,000 リエル（約 USD30,000）の資本金を有すること。
- 建築の経験を有し、少なくとも 4,000,000,000 リエル（約 USD1,000,000）相当額の建築業務を行ったこと。

第 3 類型は、以下の事項を有する建築企業及び会社となります。

- 専門的に少なくとも 5 年間の経験を有する工事管理者が 1 人おり、その内工事管理者が技術管理者を勤めること。
- 様々な専門分野を有する土木技師が 2 人存在すること。
- 適法な銀行によって認証された 20,000,000 リエル（約 USD5,000）の資本金を有すること。

第 4 類型は、以下の事項を有する自然人となります。

- 業績を有し、かつ専門的に少なくとも 10 年間の経験を有する工事管理者
- 十分な工事者を有すること。

上述の建築企業及び会社は、十分な資格を有し、かつ納税義務の履行確認書を有する場合、自己の会社の類型変更を申請することができます。

### 3. 設計図面作成及び建築事業許可の申請条件

#### (1). 外資参入規制

政令第 142 号及び省令第 75 号では、設計図面作成並びに建築業の運営に関する外資参入の制限が定められておらず、その他の特殊な制限についても定められていないため、外国法人及び外国自然人が自由に参入できると考えられます。

## (2). 優遇措置業種の該当性

2005年9月27日付けのカンボジア投資法改正法の適用に関する政令第111号の優遇措置の対象とならない投資活動リストでは、専門サービスについて記載されており、設計図面作成事業が当該専門サービスに含まれているとされているため、設計図面作成事業は優遇措置の対象にならないと考えられます。また、建築事業は当該専門サービスに含まれておらず、上記の投資活動リストに載っていませんが、実務的には優遇措置の対象にならないと考えられています。

## (3). 就業者に必要な資格

上記 1.設計図面作成会社及び 2.建築会社の類型に関する条件のとおりとなりますので、ご参照ください。

## (4). 外国人雇用の制限

外国人の雇用について、使用者はカンボジア人の従業員を優先的に雇用しなければなりません。カンボジア人労働者数の10%(事務所員3%、専門的な従業員6%、専門がない従業員1%)以下の人数の外国人を雇用することができるとしています(2014年8月20日付けの外国人の雇用に関する省令第196号)。これ以上雇用する必要がある場合は、当該外国人従業員の役割、専門知識、会社にとっての重要性を明確に証明して、労働省から許可を得なければなりません。また、カンボジア王国に入国し職業を行う外国人は、労働省から従業員割当及び労働許可証を申請しなければなりません。

設計図面作成及び建築業に関する法令及び労働関連法令では、外国からの短期出張者について特に定められていませんが、労働省の担当職員からの聞き取りでは、短期出張者についても上記の労働許可証の取得が必要とされています。

## (5). 関連省庁・機関の問い合わせ先

設計図面作成及び建築会社に対する事業許可書の発行、閉鎖、停止、審査及び管理を管轄する機関は、MLMUPC となります。また、首都・州土地管理・都市計画・建設及び地籍局(以下「DLMUPC」という)は、MLMUPC が事業許可書の発行、閉鎖、停止、審査及び管理を決定するために、提案をし、調整する役割を果たします。さらに、DLMUPC は自己の地方自治体における会社の活動を審査、管理し、MLMUPC に報告する役割を果たしています。

## (6). 必要書類

設計図面作成及び建築会社は、事業許可書を取得するために、以下の条件を満たす必要があります。

- 会社運営者が自ら申請を行うこと。
- 会社の技術管理者は、カンボジア国籍を有すること。
- 以下のとおりの書類を提出すること。
  - 所定申請書
  - 会社運営者の履歴書（写真付き）
  - 会社運営者の身分証明書またはパスポートのコピー（右手の拇印付き）
  - 認証された会社の定款のコピー
  - 会社の保証書
  - 従業員及び技術者の名簿
  - 設計図面作成及び建築用の機材
  - 認証された商業登録証明書のコピー
  - 技術管理者の履歴書（写真付き）
  - 計画管理者の履歴書（写真付き）
  - 会社と技術管理者との雇用契約書
  - 会社と計画管理者との雇用契約書
  - 工事管理者及び建築士の証明書原本
  - 銀行の資本金証明書
  - 相当額の設計図面または建築に関する経験及び業績についての書類。

## (7). 申請手続き、所要期間

同省令第 75 号によれば、設計図面作成及び建築業を運営するすべての設計図面作成及び建築会社は、MLMUPC に申請を行わなければならない、自然人及び建築家グループは州・首都の DLMUPC に対して申請する必要があります。設計図面作成及び建築業を運営する外国の設計図面作成及び建築会社についても、MLMUPC において登録を行う必要があります。

設計図面作成及び建築に関する事業許可書の有効期限は、3 年であり、期限の 30 日前までに更新されなければなりません。上記の事業許可書の発行及び更新に関する所用期間は、20 日間となっています。また、すべての登録、事業許可書の発行及び更新の申請について、該当会社は MLMUPC に対して行政費用を支払わなければなりません。

## II. 設計図面作成の自然人

カンボジアにおける設計図面作成を取り扱う建築士または工事管理者である自然人は、2007 年 11 月 13 日付けの設計図面作成自然人の管理に関する省令第 192 号において定められており、MLMUPC の管轄の下にあるとされています。同省令によれば、自然人は、個人的設計図面作成者であるカンボジア

人または外国人といい、設計図面作成は、建築に関する設計図面の作成といいます。

自己の専門に基づいて設計図面作成を行う建築士及び工事管理者は、建築物の設計図面作成の権利を有し、かつ省庁によって自己の専門的経験が承認されるために、MLMUPC の建築総局設計図面作成局において設計図面自然人として登録しなければなりません。MLMUPC は、MLMUPC において登録していない建築士または工事管理者の設計図面への署名を承認しないものとされています。

設計図面作成自然人の登録手続き及び条件は、以下のとおりとなります。

### 1. 外資参入の規制

省令第 192 号では、設計図面作成自然人の登録について外資参入の制限は定められておらず、その他の特殊な制限についても定められていないため、外国自然人が自由に参入することができると考えられます。

### 2. 優遇措置業種の該当性

2005 年 9 月 27 日付けのカンボジア投資法改正法の適用に関する政令第 111 号の優遇措置の対象とならない投資活動リストでは、専門サービスについて記載されており、設計図面作成事業が当該専門サービスに含まれているとされているため、設計図面作成事業は優遇措置の対象にならないと考えられます。また、建築事業は当該専門サービスに含まれておらず、かつ上記の投資活動リストにも載っていませんが、実務的には優遇措置の対象にならないと考えられています。

### 3. 建築士または工事管理者の資格及びレベル等

設計図面作成自然人として登録するためには、建築士および工事管理者は、以下の資格を有しなければなりません。

- 建築士または工事管理者の学士号を有すること。
- 何らかの機関または民間会社において設計図面作成業務を行った経験を有すること。
- 自己の専門訓練等の証明書（ある場合）。

建築設計図面作成自然人である建築士は、以下のとおり分類されています。

- 第 1 レベル：専門的に少なくとも 7 年間の経験を有する建築士。
- 第 2 レベル：専門的に少なくとも 4 年間の経験を有する建築士。
- 第 3 レベル：専門的に少なくとも 1 年間の経験を有する建築士。

建築機材計画または工事計画作成自然人である工事管理者は、以下のとおり分類されています。

- 第1レベル：専門的に少なくとも7年間の経験を有する建築士。
- 第2レベル：専門的に少なくとも4年間の経験を有する建築士。
- 第3レベル：専門的に少なくとも1年間の経験を有する建築士。

上記のレベルの設定については、MLMUPCによって審査され、決定されなければなりません。すべての設計図面作成自然人は、十分な資格を有する際にレベルの昇格を申請することができます。

また、上述のとおり、設計図面作成自然人については、外資規制やカンボジア国籍の保持の必要性等に関する条件は存在しないため、外資の規制はないと考えられます。なお、設計図面作成は、政令第111号の優遇措置の対象投資活動リストに含まれていないものの、実務的には優遇措置の対象にならないと考えられています。

#### 4. 申請書類

自然人の設計図面作成に関する登録申請の書類は、以下のとおりとなります。

- 所定申請書
- 自然人の履歴書（写真付き）
- 自然人の身分証明書
- コミュニオン・サンカットが発行した自然人の居住証明書
- 認証された自然人の学士号
- MLMUPC 建築総局との契約書
- 設計図面作成用の機材リスト
- 第1レベル及び第2レベルの自然人についての業績証明書類

#### 5. 管轄機関及び手続き

MLMUPCは、自然人の設計図面作成証明書の発行及び設計図面作成の停止また中止の管轄権をもっています。すべての申請書類が適合で十分であると審査した場合、MLMUPCは、書類を受領した日から20日以内に申請者に対して設計図面作成証明書を発行するものとされています。書類が不明確または不十分である場合、申請者は、設計図面作成局の指摘に従って改訂をしなければなりません。

当該証明書は、3年有効であり、期限が経過する30日前までに行使されなければならないとされています。自然人は、上記の設計図面作成の登録、証明書発行及び更新に関する行政費用を支払う義務を負います。

### III. 設計図面作成・建築会社及び設計図面作成自然人証明書の行政費用

設計図面作成会社、建築会社及び設計図面作成自然人の証明書発行に関する費用は、以下のとおりとなります。

種類	費用 (リエル)	所要期間	有効期限	
1.	設計図面作成会社及び建築会社の初回の証明書及び更新			
	第3類型(少)	3,000,000	20日	3年
	第2類型(中)	4,000,000	20日	3年
	第1類型(大)	6,000,000	20日	3年
2.	設計図面作成会社及び建築会社証明書の更新及び/またはタイプの格上げ			
	第3類型(少)から第2類型(中)	4,000,000	20日	3年
	第3類型(少)から第1類型(大)	6,000,000	20日	3年
	第2類型(中)から第1類型(大)	6,000,000	20日	3年
3.	設計図面作成会社及び建築会社証明書の更新及び/またはタイプの格下げ			
	2類型(中)から第3類型(少)	3,000,000	20日	3年
	第1類型(大)から第2類型(中)	4,000,000	20日	3年
	第1類型(大)から第3類型(少)	3,000,000	20日	3年
4.	設計図面作成自然人の初回の証明書及び更新			
	第3類型(少)	800,000	20日	3年
	第2類型(中)	1,200,000	20日	3年
	第1類型(大)	1,600,000	20日	3年
5.	設計図面作成自然人証明書の更新及び/またはタイプの格上げ			
	第3類型(少)から第2類型(中)	1,200,000	20日	3年
	第3類型(少)から第1類型(大)	1,600,000	20日	3年
	第2類型(中)から第1類型(大)	1,600,000	20日	3年
6.	設計図面作成自然人証明書の更新及び/またはタイプの格下げ			
	第1類型(大)から第2類型(中)	1,200,000	20日	3年
	第1類型(大)から第3類型(少)	800,000	20日	3年
	2類型(中)から第3類型(少)	800,000	20日	3年
7.	すべての証明書の再発行	紛失した証明書費用の20%	20日	旧証明書と同様

## 第4章 人材関連サービス業

カンボジア法令では、国内における人材紹介または人材派遣事業及び海外への労働者派遣事業といった人材関連サービスについて定められており、法的に当該サービスを提供するために、労働省からそれぞれの事業許可書を取得することが義務付けられています。同許可の取得条件及び手続きに関する具体的な内容は以下のとおりとなります。

### I. 国内人材関連サービス業

国内人材紹介または人材派遣サービスを取り扱う民間派遣会社は、2016年10月28日付けの国内職業紹介サービスを提供する民間会社に関する省令第463号において規定されています。同省令は、民間会社に対して国内職業紹介サービス、人材募集、職業並びに専門訓練及び採用サービスの提供を許可することを目的としており、求職者の雇用手配及び民間会社が提供するサービスの利用者の保護を図り、国内人材サービスを十分に提供できる民間会社を運用化する法令となっています。また、同省令は、国内人材職業紹介サービスを提供するすべての民間会社に適用し、労働法及びその関連法令によって禁止された職種を除き、家庭内労働を含むすべての経済活動に適用するとされています。

上記省令第463号によれば、国内職業紹介サービスを提供する民間会社は、以下の雇用に関するサービスを提供する民間法人をいいます。

- 国内職業紹介サービスを提供する民間会社が雇用者及び労働者との間の職業関係の当事者ではない欠員の職業及び求職者との組み合わせ
- 求職者を職業配置の担当者及びその職業の管理者である自然人または法人の第三者に紹介する。
- 労働法及びその他の関連法令下に基づく職業紹介その他のサービスの提供。

また、同省令第6条に基づいて、国内職業紹介サービスの提供を取り扱う民間法人は、労働省から許可を得なければならないとされています。同許可の取得条件及び申請手続きの具体的な内容は、以下のとおりとなります。

#### 1. 外資参入規制

省令第463号では、国内職業紹介サービス事業に関する外資参入の制限が定められておらず、その他の特殊な制限についても定められていないため、外国自然人が自由に参入することができると考えられます。

#### 2. 優遇措置業種の該当性

国内職業紹介サービス業は、2005年9月27日付けのカンボジア投資法の適用に関する政令第111号における優遇措置対象の投資活動リストには含まれていないものの実務的には優遇措置の対象にならないと考えられています。

### 3. 就業者に必要な資格及び必要書類

労働省から許可を取得するために、国内職業紹介サービスを提供する民間会社は、以下に掲げる条件を満たし、必要書類を提出しなければなりません。

- 会社の定款及び商業省によって発行された商業登録証明書を有すること。
- 会社の所有者または重要な株主及び取締役の身分証明書及び在住しているカンボジアの地方自治体によって発行された住所の証明書を有すること。
- 求職者に対するコンサルティング、訓練及びオリエンテーションのための適切な場所を有すること。
- 労働法及び関連法令に関する基本的専門の訓練を受けたことについての証明及び事業運営のための適切設備を有すること。
- 国内職業紹介サービスを提供する民間会社と労働省との契約書を有すること。

### 4. 外国人雇用の制限

外国人の雇用について、使用者はカンボジア人の従業員を優先的に雇用しなければなりません。カンボジア人労働者数の10%(事務所員3%、専門的な従業員6%、専門がない従業員1%)以下の人数の外国人を雇用することができます(2014年8月20日付けの外国人の雇用に関する省令第196号)。これ以上雇用する必要がある場合は、当該外国人従業員の役割、専門知識、会社にとっての重要性を明確に証明して、労働省から許可を得なければなりません。また、カンボジア王国に入国し職業を行う外国人は、労働省から従業員割当及び労働許可証を申請しなければなりません。

国内職業紹介サービスに関する法令及び労働関連法令では、外国からの短期出張者による指導について特に定めていませんが、労働省の担当職員からの聞き取りでは、短期出張者についても上記の労働許可証の取得が必要とされています。

### 5. 管轄機関の問い合わせ先

2018年1月9日付けの国内職業紹介サービスを提供する民間会社の登録に関する労働省の通知第001号によれば、上記の許可書の申請窓口は、労働省職業及び労働局の国内職業紹介事務所となり、詳細の問い合わせ先は、以下のとおりとなります。

- 住所：Building No.3, Russia Blvd, Sangkat Tek Laok1, Khan Toul Kork, Phnom Penh.
- 管轄役員の電話番号：012 939 417/ 016 522 500。
- Email：[dem.ploffice@gmail.com](mailto:dem.ploffice@gmail.com)

上記通知第 001 号によれば、カンボジアにおける国内職業紹介サービスを提供しているいくつかの会社及び個人は、未だに労働省に登録（許可書の申請）していないため、法的当該サービスを提供するために、事前に労働省から許可書を申請しなければならないとされています。また、同通知及び省令第 463 号に準拠しない運用、及び労働省からの許可書を取得することなしにサービスを提供する法人は、有効な法令に基づいて罰則が科されるとされていますが、現時点では当該規定はまだ存在しません。

## 6. 申請手続き、所用期間、費用等

国内職業紹介サービスの提供を取り扱う法人は、労働省に対して所定申請書及び上述の書類を添付しなければなりません。労働省は、申請書及びすべての書類を受領した日から 30 日間以内に審査をし、許可書を発行する必要があります。当該許可書の有効期限は 5 年であり、申請会社は当該期限の 30 日前までに更新の申請を行わなければなりません。更新後の許可書の有効期限は、5 年となります。

申請会社は、同許可書の取得及び更新について労働省に対してそれぞれの行政費用を支払う義務を負うとされていますが、当該許可書に関する行政費用に関する共同省令が制定している段階にあるため、現時点の許可書の取得及び更新に関する行政費用についての規定は存在しません。

## II. 海外への人材関連サービス業

海外への人材派遣サービスの提供については、2011 年 8 月 17 日付の民間派遣会社による海外へのカンボジア人労働者の派遣の管理に関する政令第 190 号において定められています。同政令は、海外へのカンボジア人労働者派遣の管理を目的としており、すべての移住労働の候補者、カンボジア人労働者及び派遣会社に適用しています。

同政令第 4 条によれば、海外への人材派遣に関する定義は以下のとおりとなります。

- **移住労働の候補者**：移住労働の候補者は、海外における労働を申請し、管轄機関となる労働省、外務省及び内務省の原則に基づいて派遣会社に対して正式に申請している 18 歳以上の両性のカンボジア人をいいます。
- **労働者**：労働者とは、派遣会社との職業紹介契約書の締結時から帰国時までのすべての移住労働段階にある両性のカンボジア人をいいます。労働省によって承認された適切な契約を有する外国における技能実習兼労働を行う両性のカンボジア人についても含まれています。
- **職業紹介サービス**：カンボジア労働法及び有効な関連法令並びに労働者受け入れ国における法令に基づいたカンボジア以外の国での完全職業の紹介サービスをいいます。

- **派遣会社**：派遣会社とは、カンボジア現行法に基づいて設立された民間法人であり、かつ海外における職業紹介サービスの提供につき正式に労働省によって認可された法人をいいます。

同政令第 6 条によれば、海外へのカンボジア人労働者の派遣会社は、労働省から許可を得なければならないとされており、カンボジアにおける法令に基づいて遵守しなければならないとされています。同許可の取得条件及び申請手続きの具体的な内容は、以下のとおりとなります。

## 1. 外資参入規制

2016 年 1 月 20 日付けの労働法下の機関である民間派遣会社に関する規定の強化に関する指示第 003 号によれば、派遣会社の 51%以上の保有者がカンボジア国籍を有しなければならないとされているため、外国法人や自然人による参入は 49%までと制限されています。

## 2. 優遇措置業種の該当性

当該サービス業は、2005 年 9 月 27 日付けのカンボジア投資法の適用に関する政令第 111 号における優遇措置対象の投資活動リストには含まれていないものの実務的には優遇措置の対象にならないと考えられています。

## 3. 就業者に必要な資格及び必要書類等

同政令第 7 条、2016 年 1 月 20 日付けの労働法下の機関である民間派遣会社に関する規定の強化に関する指示第 003 号及び労働省の必要書類リストによれば、派遣会社は、労働省から許可を取得するために、以下の条件を満たさなければならず、申請書類を提出しなければなりません。

- 確実な住所のある事務所、従業員、事務所の設備、連絡方法及び運送方法を十分に有しなければならないこと。
- 労働市場における需要に適する職業訓練及び語学能力の向上のための設備、健康衛星及び安全を保証できる適切な寮並びに食堂及び労働省によって承認された規則を有する適切な広さでの養成センターを有すること。
- 労働者受入れ会社の需要及び専門基準に対応した語学の教師が有すること。
- 労働省と職業紹介サービスの提供手続き及び義務に関する契約を締結すること。
- USD 100,000の保証金を労働省に供託すること。
- 会社の大事な株主及び取締役がカンボジア国籍を有し、少なくとも51%以上の株を持っていること。
- 会社の所有者または大事な株主及び取締役の身分証明書及び在住しているカンボジアの地方自治体によって発行された住所の証明書を有すること。

- 商業省が発行された商業登録証明書を有すること。
- 会社の定款及び関連書類を有すること。
- 労働法によって必要とされている企業・機関に関する以下の書類の申請。
  - 会社開設申告書
  - 会社登録簿
  - 給与台帳
  - 就業規則
  - カンボジア人労働許可証
  - 外国人労働許可書
- 社会保険基金への登録及び保証金等の支払を行うこと。
- 受入れ国において、労働者に対して発生しうる紛争の予防、保護及び解決を行うために、受入れ国の法令に関する知識を持つ常任代理人を有すること。
- 以下のとおりの労働者に関する書類を用意し、保管しなければならないこと。
  - ガイドブックを保管し、ガイドブックへの記録を正確に行うこと。
  - 各回の受入れ国への労働者派遣のデータ及び情報を保管すること。
  - 各回の職場への労働者配置のデータ及び情報を保管すること。
  - 雇用契約満了前に帰国した労働者のデータ及び情報を保管すること。
  - 雇用契約更新を行わない労働者のデータ及び情報を保管すること。
  - 職業がなく、帰国せられた労働者のデータ及び情報を保管すること。
  - 行方不明となった労働者のデータ及び情報を保管すること。
  - 死亡した労働者のデータ及び情報を保管すること。
  - 雇用契約が満了し、帰国した労働者のデータ及び情報を保管すること。
- 以下のとおりの書類及び契約を用意し、保管しなければならないこと。
  - カンボジア民間派遣会社と受入れ国における民間派遣会社との合意書または覚書を有し、保管しなければならないこと。
  - カンボジア民間派遣会社と労働者との職業紹介契約書を有すること。
  - 労働者を雇用する外国での雇用者と労働者との雇用契約書を有すること。
- 各民間派遣会社は、その他の会社に自己の許可書を賃貸または転貸し、あるいは一部の許可書を売ることができません。当該賃貸等に関する行為は、既存法令に基づいて処罰されることとなります。
- 職業紹介契約及び雇用契約に基づく各回の労働者の派遣については、すべての労働者が職業案内を受けたことについての職業及び労働局からの確認書を有し、及び労働者の適法性に関する確認書類を有すること。

- 海外への労働者派遣のための労働者募集に関する広告を行うために事前に労働省から許可を得ること。
- 海外への労働者派遣に関する労働者を募集し、かつ広告をする派遣会社の代理人は、派遣会社の制服、名称及びロゴを有しなければならず、労働省労働局及びカンボジア人労働者派遣団体によって署名された紹介レターを有しなければなりません。
- 労働省によって指定された請求書の様式を利用し泣けれなければならないこと。

#### 4. 外国人雇用の制限

外国人の雇用について、使用者はカンボジア人の従業員を優先的に雇用しなければなりません。カンボジア人労働者数の10%(事務所員3%、専門的な従業員6%、専門がない従業員1%)以下の人数の外国人を雇用することができるとしています(2014年8月20日付けの外国人の雇用に関する省令第196号)。これ以上雇用する必要がある場合は、当該外国人従業員の役割、専門知識、会社にとっての重要性を明確に証明して、労働省から許可を得なければなりません。また、カンボジア王国に入国し職業を行う外国人は、労働省から従業員割当及び労働許可証を申請しなければなりません。

国内職業紹介サービスに関する法令及び労働関連法令では、外国からの短期出張者による指導について特に定めていませんが、労働省の担当職員からの聞き取りでは、短期出張者についても上記の労働許可証の取得が必要とされています。

#### 5. 申請手続き、所用期間、費用等

カンボジア人労働者派遣会社は、労働省に対して書面による申請を行わなければなりません。労働省は、申請書及びすべての書類を受領してから15日以内に派遣会社に関する許可を決定しなければなりません。労働省の職業及び労働局は、上述のとおり条件及び書類を審査・評価し、労働省大臣によって決定されるために、提案する必要があります。特段の定めがなければ、派遣会社は労働省から無料で上記の許可を受領することができるとされています。

派遣会社は、労働省から許可を取得した後15日間以内に労働省が指定した労働省の口座にUSD100,000の保証金を供託しなければならず、当該保証金の供託に関する原本証明書を労働省に提出する必要があります。仮に、当該保証金を供託しない場合、労働省は上記の許可を取り消すことができるとされています。

さらに、派遣会社は、労働者を海外に派遣する際に、受入れ国の労働省によって承認された受け入れ先についてカンボジア労働省に通知する必要があります。また、すべての派遣会社は、各受け入れ国において二つ以上の受け入れ先を有してはならないとされています。

企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要期間、費用

サービス形態	登録・ライセンス取得	所轄省庁	所要期間	費用
ホテル及び観光滞在サービス事業	<b>商業登録証明書</b> : 商業省のオンラインシステムにおいて商業登記の申請及び定款の届けを行い、商業登記証明書、会社情報詳細書が発行される。	商業省	3-7日 (実務上1ヶ月かかる場合があります)	1,680,000 リエル
	<b>VAT 及びパテント証明書</b> : 商業登記を完了した後 15 日以内に税務登録を行い、会社設立にかかる印紙税及びパテント税を支払い、税務登録 ID カード、VAT 証明書、税務登録完了通知書及びパテント証明書が発行される。	税務総局	7-14日 (実務上1ヶ月から2ヶ月かかる場合があります)	行政費用: 400,000 リエル 印紙税: 1,000,000 リエル パテント税: 納税の種類及び事業活動に基づいて、400,000 リエルから5,000,000 リエル
	<b>会社設立届け</b> : 税務登録を完了した後 30 日以内に労働省において会社開設申告、従業員移動申告、給与台帳、企業台帳の申請を行い、社会保障基金において会社登録及び従業員登録を行う。8人以上の従業員を有する会社については、就業規則及び労働	労働省及び社会保障基金	8-10日 (実務上1ヶ月から3ヶ月かかる場合があります)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会社開設申告: 30,000 リエル</li> <li>- 会社台帳: 40,000 リエル</li> <li>- 給与台帳: 60,000 リエル</li> <li>- 従業員移動申告: 無料</li> </ul>

	者代表をも登録する必要がある。			
	観光ライセンス：税務登録を完了した後、観光省のオンラインシステムまたは管轄州・市観光局においてホテルまたは観光滞在サービスに関するライセンスを申請し、格付けの取得を申請する。	観光省	28日（実務上1ヶ月かかる場合があります）	<p>ホテル等：部屋数に基づいて 300,000 リエルから 4,000,000 リエル</p> <p>ゲストハウス：1部屋につき 15,000 リエル</p> <p>キャンプ：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1ヘクタールの総面積：800,000 リエル</li> <li>- 1ヘクタール以上の総面積：1,300,000 リエル</li> </ul> <p>格付け：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 0星：300,000 リエル</li> <li>- 1星：800,000 リエル</li> <li>- 2星：1,000,000 リエル</li> <li>- 3星：2,000,000 リエル</li> <li>- 4星：3,000,000 リエル</li> <li>- 5星：4,000,000 リエル</li> </ul>
不動産サービス業	商業登録証明書：商業省のオンラインシステムにおいて商業登記の申請及び定款の	商業省	3-7日（実務上1ヶ月かかる場合があります）	1,680,000 リエル

	届けを行い、商業登記証明書、会社情報詳細書が発行される。			
	<b>VAT 及びパテント証明書</b> ：商業登記を完了した後 15 日以内に税務登録を行い、会社設立にかかる印紙税及びパテント税を支払い、税務登録 ID カード、VAT 証明書、税務登録完了通知書及びパテント証明書が発行される。	税務総局	7-14 日（実務上 1 ヶ月から 2 ヶ月かかる場合があります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 行政費用：400,000 リエル</li> <li>- 印紙税：1,000,000 リエル</li> <li>- <b>パテント税</b>：納税の種類及び事業活動に基づいて、400,000 リエルから 5,000,000 リエル</li> </ul>
	<b>会社設立届け</b> ：税務登録を完了した後 30 日以内に労働省において会社開設申告、従業員移動申告、給与台帳、企業台帳の申請を行い、社会保障基金において会社登録及び従業員登録を行う。8 人以上の従業員を有する会社については、就業規則及び労働者代表をも登録する必要がある。	労働省及び社会保障基金	8-10 日（実務上 1 ヶ月から 3 ヶ月かかる場合があります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会社開設申告：30,000 リエル</li> <li>- 会社台帳：40,000 リエル</li> <li>- 給与台帳：60,000 リエル</li> <li>- 従業員移動申告：無料</li> </ul>
	<b>鑑定サービス、不動産代理専門証明書</b> ：鑑定サービス、不動産代理サービスについては、ライセンスを取得する前に専門証明書を申請する必要がある。	経済財政省	30 日（実務上 2 ヶ月かかる場合があります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 証明書費用：200,000 リエル/1 年</li> <li>- 行政費用：40,000 リエル</li> </ul>

	<p><b>鑑定サービス、不動産代理、不動産管理ライセンス</b>：税務登録を行った後、経済財政省においてライセンスの取得を申請する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>- 行政費用：100,000 リエル</li> <li>- 鑑定サービス、不動産代理及び不動産管理ライセンス費用：500,000 リエル/1年</li> </ul>
	<p><b>住宅開発ライセンス</b>：税務登録を行った後、経済財政省においてライセンスの取得を申請する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>- ライセンス費用：建築物類型及び建数に基づいて 100,000 リエル・200,000 リエル/1建・ユニット</li> <li>- 行政費用：建築物類型及び建数に基づいて 300,000 リエルから 2,200,000 リエル</li> </ul>
建設業	<p><b>商業登録証明書</b>：商業省のオンラインシステムにおいて商業登記の申請及び定款の届けを行い、商業登記証明書、会社情報詳細書が発行される。</p>	商業省	3-7日（実務上1ヶ月かかる場合があります）	1,680,000 リエル
	<p><b>VAT 及びパテント証明書</b>：商業登記を完了した後 15 日以内に税務登録を行い、会社設立にかかる印紙税及びパテント税を支払い、税務登録 ID カード、VAT 証明書、税務登録完了通知書及びパテント証明書が発行される。</p>	税務総局	7-14日（実務上1ヶ月から2ヶ月かかる場合があります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 行政費用：400,000 リエル</li> <li>- 印紙税：1,000,000 リエル</li> <li>- パテント税：納税の種類及び事業活動に基づいて、400,000 リエルから 5,000,000 リエル</li> </ul>

	<p><b>会社設立届け</b>：税務登録を完了した後 30 日以内に労働省において会社開設申告、従業員移動申告、給与台帳、企業台帳の申請を行い、社会保障基金において会社登録及び従業員登録を行う。8 人以上の従業員を有する会社については、就業規則及び労働者代表をも登録する必要がある。</p>	<p>労働省及び社会保障基金</p>	<p>8-10 日（実務上 1 ヶ月から 3 ヶ月かかる場合があります）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会社開設申告：30,000 リエル</li> <li>- 会社台帳：40,000 リエル</li> <li>- 給与台帳：60,000 リエル</li> <li>- 従業員移動申告：無料</li> </ul>
	<p><b>設計図面作成自然人証明書</b>：建築士及び工事管理者は、設計図面作成及び建築証明書を取得する前に、土地管理・都市計画及び建設省に登録し、証明書の取得を申請する必要がある。</p>	<p>土地管理・都市計画及び建設省</p>	<p>20 日（実務上 1 ヶ月かかる場合があります）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 第 1 類型：1,600,000 リエル</li> <li>- 第 2 類型：1,200,000 リエル</li> <li>- 第 3 類型：800,000 リエル</li> </ul>
	<p><b>設計図面作成及び建築会社証明書</b>：税務登録を行った後、土地管理・都市計画及び建設省に登録し、設計図面作成または建築事業証明書の取得を申請する必要がある。</p>		<p>20 日（実務上 2 ヶ月かかる場合があります）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 第 1 類型：6,000,000 リエル</li> <li>- 第 2 類型：4,000,000 リエル</li> <li>- 第 3 類型：3,000,000 リエル</li> </ul>
<p>人材関連サービス業</p>	<p><b>商業登録証明書</b>：商業省のオンラインシステムにおいて商業登記の申請及び定款の届けを行い、商業登記証明書、会社情報詳</p>	<p>商業省</p>	<p>3-7 日（実務上 1 ヶ月かかる場合があります）</p>	<p>1,680,000 リエル</p>

	細書が発行される。			
	<b>VAT 及びパテント証明書</b> ：商業登記を完了した後 15 日以内に税務登録を行い、会社設立にかかる印紙税及びパテント税を支払い、税務登録 ID カード、VAT 証明書、税務登録完了通知書及びパテント証明書が発行される。	税務総局	7-14 日（実務上 1 ヶ月から 2 ヶ月かかる場合があります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 行政費用：400,000 リエル</li> <li>- 印紙税：1,000,000 リエル</li> <li>- パテント税：納税の種類及び事業活動に基づいて、400,000 リエルから 5,000,000 リエル</li> </ul>
	<b>会社設立届け</b> ：税務登録を完了した後 30 日以内に労働省において会社開設申告、従業員移動申告、給与台帳、企業台帳の申請を行い、社会保障基金において会社登録及び従業員登録を行う。8 人以上の従業員を有する会社については、就業規則及び労働者代表をも登録する必要がある。	労働省及び社会保障基金	8-10 日（実務上 1 ヶ月から 3 ヶ月かかる場合があります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会社開設申告：30,000 リエル</li> <li>- 会社台帳：40,000 リエル</li> <li>- 給与台帳：60,000 リエル</li> <li>- 従業員移動申告：無料</li> </ul>
	<b>国内職業紹介サービス許可書</b> ：税務登録を行った後、国内職業紹介会社は、労働省から許可書の取得を申請する必要がある。	労働省	30 日	未公開
	<b>海外へのカンボジア人労働者派遣許可書</b> ：税務登録を行った後、民間派遣会社は、		15 日（実務上 1 ヶ月以上かかる場合があります）	無料

	労働省から許可書の取得を申請する必要がある。			
--	------------------------	--	--	--